

岩手県告示第715号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成26年10月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
特定非営利活動法人宅老所えんどり	紫波郡紫波町二日町字山子36番地2	宅老所えんどり指定居宅介護支援事業所	紫波郡紫波町上平沢字馬場2番地	紫波郡紫波町高水寺字田中98番地2	平成26年9月10日